

東日本大震災による被災貨物の処置について

荷主各位 殿

2011年4月20日

社団法人 日本冷蔵倉庫協会
会長 垣添 直也



拝啓

東日本大震災発生からすでに1ヶ月以上が経過いたしました。

未だ余震が続く毎日であり、福島第一原子力発電所の事故もようやく収束に向けた作業工程表が示されはしましたが、現状は「深刻な状態」に変化はなく今も不安な日々が続いています。

こうした中、被災された皆様方はじめ被災各地で復旧・復興に向けた取組がようやく始まろうとしています。私ども冷蔵倉庫事業者も通常営業再開に向けて一步一步作業を進めてきております。

冷蔵倉庫事業者の復旧状況をご報告致しますと、三陸から茨城までの太平洋沿岸においては冷蔵倉庫設備が使用可能な状態でとどまっている事業所が少ない上、電気・水道が未供給の地区もかなり残っており復旧作業も儘ならない状態です。その中で仙台地区のようにインフラ供給が再開され復旧活動が本格化し始めた所も出始めました。また、首都圏においては庫内整理に見通しをつけ本格的な業務再開に向かっている事業者が多くなりつつあります。

このような状況下で各事業者において課題となつてまいりましたのが被災した貨物の整理とその取扱いについての問題です。

真に遺憾ではございますが、大量の保管貨物が被災しており、冷蔵倉庫事業者において選別した結果、商品としての価値が無くなり保管を継続し得ないと判断せざるを得ないものも相当量出ております。これらの貨物の処置については標準冷蔵倉庫寄託約款(甲)第22条(約款(乙)では第19条)の規定により寄託者(荷主各位)の皆様に対し適宜の処置をお願いすることとなっております。

具体的には引き取り或いは廃棄のいずれかを選択していただくことが予想されますが、また、状況によっては冷蔵倉庫事業者が廃棄その他適宜の処置をとることが出来るとなっております。

さらに、寄託者自ら廃棄される場合はもちろんではありますが、冷蔵倉庫事業者が廃棄等の処置をした場合においても、それらに要した費用と廃棄に伴う商品損害及びその処置が為されるまでの保管料等の倉庫料金は寄託者にご負担を頂くこととされております。

共に被災した立場で大変心苦しい限りではございますが、当協会会員事業者はこの標準寄託約款に基づき対処せざるを得ない事情をご理解頂きたく謹んでお願い申し上げます。

敬具